

公立大学法人横浜市立大学大学院都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、
生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科の
研究指導教員、研究指導補助教員の資格付与に関する内規

制定日：平成 19 年 4 月 1 日

最近改正：令和 7 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この内規は、大学院設置基準第 9 条の規程に基づく教員（以下「研究指導教員」という。）と研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）の資格付与に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 公立大学法人横浜市立大学大学院都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科、データサイエンス研究科（以下「5 研究科」という。）の専任の研究指導教員及び研究指導補助教員について規定するものである。

(博士前期課程研究指導教員)

第 3 条 研究指導教員は次の第 1 号から第 3 号の資格を有するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。ただし、都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、データサイエンス研究科においてはこれに相当すると認められる者を含む。
- (2) 5 研究科において教授、准教授、講師又は助教である者。ただし、講師においては 2 年以上、助教においては 3 年以上の教育歴を持つ者
- (3) 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科においては、過去 5 年以内に、査読つき論文又は学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・事典編纂等を含む）が 5 本以上ある者。ただし、国際学術誌に掲載された学術論文（欧文）について、人事委員会が認めた場合には、1 本以上に換算することができるものとする。生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科においては、過去 5 年以内に、欧文雑誌に学術論文を 5 本以上掲載された者。ただし、専門分野によっては邦文論文も可とする。データサイエンス研究科においては、過去 5 年以内に、査読つき論文または学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、登録済み特許、辞書・事典編纂等を含む）等が 5 本以上ある者。

(博士前期課程研究指導補助教員)

第 4 条 研究指導補助教員は次の第 1 号から第 3 号の資格を有するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。ただし、都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、データサイエンス研究科においてはこれに相当すると認められる者を含む。
- (2) 5 研究科において教授、准教授、講師又は助教である者。ただし、講師においては 2 年以上、助教においては 3 年以上の教育歴を持つ者

- (3) 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科においては、過去5年以内に、査読つき論文又は学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・事典編纂等を含む）が3本以上ある者。ただし、国際学術誌に掲載された学術論文（欧文）について、人事委員会が認めた場合には、1本以上に換算することができるものとする。生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科においては、過去5年以内に、欧文雑誌に学術論文を3本以上掲載された者。ただし、専門分野によっては邦文論文も可とする。データサイエンス研究科においては、過去5年以内に、査読つき論文または学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、登録済み特許、辞書・事典編纂等を含む）が3本以上ある者。

（博士後期課程研究指導教員）

第5条 研究指導教員は次の第1号から第3号の資格を有するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。ただし、都市社会文化研究科・国際マネジメント研究科においてはこれに相当すると認められる者を含む。
- (2) 5研究科において教授、准教授又は講師である者
- (3) 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科においては、過去10年以内に、査読つき論文又は学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・事典編纂等を含む）が10本以上ある者。ただし、国際学術誌に掲載された学術論文（欧文）について、人事委員会が認めた場合には、1本以上に換算することができるものとする。生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科においては、過去5年以内に、欧文雑誌に学術論文を5本以上掲載され、かつ過去10年以内に、国際的な査読付き欧文雑誌に10本以上の論文が掲載された者。分野によっては邦文学術論文を例外的に含めることを可とする。データサイエンス研究科においては、過去10年以内に、査読つき論文または学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、登録済み特許、辞書・事典編纂等を含む）が10本以上ある者。

（博士後期課程研究指導補助教員）

第6条 研究指導補助担当教員は次の第1号から第3号の資格を有するものとする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。ただし、都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、データサイエンス研究科においてはこれに相当すると認められる者を含む。
- (2) 5研究科において教授、准教授又は講師である者
- (3) 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科においては、過去5年以内に、査読つき論文又は学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、辞書・事典編纂等を含む）が5本以上ある者。ただし、国際学術誌に掲載された学術論文（欧文）について、人事委員会が認めた場合には、1本以上に換算することができるものとする。生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科においては、過去5年以内に、欧文雑誌に学術論文を5本以上掲載された者。ただし、専門分野によっては邦文論文も可とする。データサイエンス研究科におい

ては、過去5年以内に、査読つき論文または学術的と認定された論文（論文として換算できる著書、翻訳書、登録済み特許、辞書・事典編纂等を含む）等が5本以上ある者。

（認定の推薦者）

第7条 研究指導教員及び研究指導補助教員の資格付与には、当該研究科の専攻長の推薦を必要とする。

（認定の手続き）

第8条 研究科長は、専攻長の推薦により、学長に研究指導教員及び研究指導補助教員の資格付与に関する審査（以下「資格審査」という。）を申請する。

2 学長は、前項の申請があったときに、人事委員会に資格審査を諮問する。

3 人事委員会は、資格審査を行い、その結果を学長に報告する。

4 人事委員会は資格審査を、国際総合科学系部会（研究科分科会）に委任することができる。

（称号の付与）

第9条 学長は、人事委員会の報告に基づき、研究指導教員又は研究指導補助教員の称号を認定する。

附則

この内規は平成19年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成21年4月1日から施行する。

附則

この内規は平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この内規は令和2年11月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この内規は令和7年11月1日から施行する。